

(軽)自動車税 環境性能割 災害免除 Q&A

Q1 受付や申請はどこで行っていますか。また、どこに問い合わせればいいですか。

A1 受付や申請、問い合わせは、自動車税事務所で行っています。

なお、軽自動車税環境性能割の減免申請についても同事務所で行っています。

お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
県下全市町村	自動車税事務所	(096)368-4020	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37

※抹消登録等の手続きに関しては、次の相談先にお問い合わせください。

車の種類	相談先	電話番号	所在地
登録車(普通車・小型車)	熊本運輸支局	050-5540-2086	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-35
軽自動車	軽自動車検査協会	050-3816-1758	〒862-0902 熊本市東区東本町16-3

Q2 申請期限はありますか。

A2 災害により使用不能(滅失又は損壊)となった自動車(以下「被災自動車」という。)の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6月以内に被災自動車に代わる自動車(以下「代替自動車」という。)を取得し、代替自動車の取得から2月以内に申請する必要があります。

ただし、「特別な事情」がある場合は、この限りではありません。

※滅失：修理することが物理的に不可能であること。

※損壊：被災自動車の時価(被災直前の中古車価格)よりも修理費の方が高額になるなど、経済的に修理が不可能な場合、または、フレーム等車体の本質的構造部分に重大な損傷が生じたことが客観的に認められ、買換えが社会通念上相当と認められるもの。

Q3 代替自動車の名義等について制限がありますか。

A3 被災自動車と代替自動車の納税義務者(所有者又は使用者)は、同一である必要があります(被災自動車の納税義務者が死亡している場合、相続人は可)、被災自動車1台に対して1台の代替自動車の減免申請ができます。

Q4 どのくらい免除になりますか。

A4 代替自動車の自動車税環境性能割が全額免除となります。

(代替自動車が燃費要件等で非課税の場合や免税点以下の中古車は、自動車税環境性能割が課税されていないので、免除対象にはなりません。)

Q5 申請に必要な書類は。

- A5 ①災害減免申請書（押印が必要）
②「罹災証明書」又は「被災証明書」（市町村長又は所管官公署長発行）（写し）
③被災自動車の被災後の写真（車のナンバーが写っているもの）
④被災自動車の抹消登録が確認できる書類（写し）
⑤代替自動車の自動車検査証（写し）

Q6 被害にあった自動車の被災後の写真を撮っていない場合や車のナンバーが写っていない場合は、どうすればいいですか。

A6 写真が添付できない場合や車のナンバーが写っている写真がない場合は、理由書兼被災現認書（別紙様式2-2）を添付してください。

Q7 「罹災証明書」と「被災証明書」の違いを教えてください。

A7 「罹災証明書」は、住家の被災程度を証明するもので、「被災証明書」は、住家以外の家財、車等の有形財産の被災を証明するものです。
市町村が「被災証明書」の交付を行っていれば、被害自動車の「被災証明書」を添付してください。

Q8 自動車が被災したが、市町村から被災証明書の交付を受けられない（当該市町村は自動車についての被災証明書の発行はしない）場合は、どうすればいいですか。

A8 市町村の被災証明書の代わりに、被災状況を把握している被災地区の自治会長、区長、班長、民生委員等からの当該車両が被災した旨の現認書（別紙様式3-2）を提出してください。

Q9 自動車と住家が被災したが、市町村では、住家を対象とする罹災証明書は発行されるが、自動車の被災証明書は発行されない場合、この住家の罹災証明書を自動車の被災の事実が証明できるものに代えていいですか。

A9 罹災証明書の住家以外の被害の欄等に被害自動車の登録番号が記載してあれば、罹災証明書で被災の事実が証明できます。

罹災証明書に被災自動車の登録番号が記載されていない場合は、車検証上の自動車の本拠地が、罹災証明書の住家の住所地と同一又は一体の土地と判断できれば、住家の罹災証明書をもって、自動車の被災証明書に代えることができます。

しかし、罹災証明書の住家の住所地と被災にあった自動車の位置が異なり、その罹災証明書では判断できない場合、Q8と同様、被災地区の自治会長、区長、班長、民生委員等からの当該車両が被災した旨の現認書（別紙様式3-2）を提出してください。

Q10 勤務先や出張先又は旅行中に自動車被災したが、その市町村で自動車の被災証明書が発行されない場合は、どうすればいいですか。

A10 被災証明書に代えて、勤務先や出張先の事業所又は旅行先の宿泊所からの駐車していた当該車両が被災した旨の現認書（別紙様式4-2）を提出してください。

Q11 被災自動車の抹消登録が確認できる書類とは、具体的にどのような書類ですか。

A11 永久抹消登録証明書（写し）を添付してください。

やむを得ず一時抹消の場合は、登録識別情報等通知書（写し）に合わせて申立書（別紙様式1）の添付も必要です。

抹消できず解体した場合は解体に係る証明書（使用済自動車引取証明書）が必要です。

なお、軽自動車はQ12を参照してください。

Q12 軽自動車の場合、永久抹消登録証明書に代わるものは何ですか。

A12 軽自動車検査協会が発行した「検査記録事項等証明書」です。【届出済〔解体〕】と記載され、解体報告記録日が記載されていることが必要です。

「自動車検査証返納証明書（一時使用中止）」は、一時抹消登録と同等ですので、申立書（別紙様式1）が合わせて必要となります。

Q13 運輸支局が発行する「永久抹消登録証明書」を「永久抹消登録解体届け出完了のお知らせ」で代えることは可能ですか。

A13 可能です。

また、軽自動車検査協会が発行する「検査記録事項等証明書」を「解体返納届け出完了のお知らせ」で代えることも可能です。

Q14 使用不能の状態であるが、所有権が留保されており、抹消登録ができない。また、解体についても留保者が同意せず、解体できない場合はどうすればいいですか。

A14 抹消登録及び解体ができない事情（所有権留保された車両）がある場合は、写真により全損状況を確認します。なお、「解体、抹消登録できない理由書（別紙様式5）」を併せて提出してください。

Q15 納税義務者が死亡している場合、相続人が災害減免申請できますか。

A15 被災車に係る納税義務者が死亡している場合、その相続人からの減免申請を受け付けることができます。

「本人死亡の事実」と「申請人が相続人であること」を証する書類（戸籍謄本（写）等）の添付が必要です。

Q16 被災自動車と代替自動車の「用途(乗用・貨物)」が異なる場合は対象となりますか。

A16 代替自動車であれば、乗用及び貨物用のどちらも対象とします。乗用から貨物用、貨物用から乗用の代替も対象です。

Q17 被災自動車と代替自動車の「自家用・営業用の別」が異なる場合は対象となりますか。

A17 営業用車から自家用車、自家用車から営業用車への買い替えは、所有者が同じであったとしても、目的が異なり、被災した自動車を代替する自動車の取得とは認めがたいため対象とできません。

Q18 自動車税種別割の減免も受けていますが、また同じような書類を提出しなければなりませんか。

A18 全額減免を受けている場合であれば、免除申請書と代替車両の自動車検査証(写し)だけで申請できます。

Q19 軽自動車税種別割の減免も受けていますが、県にも同じような書類を提出しなければなりませんか。

A19 その市町村の減免が、被災自動車の廃車等を要件としているものであれば、免除申請書、代替車両の自動車検査証(写し)及びその市町村の減免決定通知書(写し)だけで申請できます。

Q20 他県ナンバーの自動車が本県で被災し、熊本ナンバーの代替自動車を取得した場合は対象となりますか。

A20 対象となります。

なお、他県で自動車税種別割の全額減免(被災自動車の廃車等を要件としている場合に限る)を受けている場合であれば、免除申請書と代替車両の自動車検査証(写し)及びその県の減免決定通知書(写し)だけで申請できます。